



2.孤独・孤立対策推進法の概要

- ・孤独・孤立対策推進法の概要
- ・孤地方公共団体の役割と基本的施策
- ・孤独・孤立施策の効果的な推進のための関係者相互間の連携と協働の促進（第11条関係）
- ・孤独・孤立対策地域協議会（第15条～第19条関係）



★孤独・孤立対策推進法とは、孤独・孤立対策を**安定的・継続的に推進**するための法律。（支援の本格実施、国・地方自治体の役割の明確化、政府の体制等）

★地方公共団体においては、主に、

- ・**関係者の連携・協働の促進（地方版官民連携プラットフォーム）**
- ・**孤独・孤立対策地域協議会の設置等**
- ・相談支援
- ・啓発活動
- ・人材の確保・養成等

を行うよう努めることとされている。

★地方版官民連携プラットフォームは、**水平的連携**のもと、**顔の見える関係づくり**、人と人をつなぐネットワークづくりの場。

★地域協議会は、**個々の当事者等**に関する、**情報共有・具体的の支援内容を協議する場**。

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人ととの「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

27

孤独・孤立対策における地方公共団体の役割と基本的施策

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の理解の増進等）

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

（相談支援）

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（協議の促進等）

第十一條 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に關係する機関及び団体、支援に關係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

孤独・孤立施策の効果的な推進のための関係者相互間の連携と協働の促進（第11条関係）

趣旨

- 孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、当事者等への支援を行う者それぞれ単独での対応は困難。
- このため、国及び地方公共団体において、官・民の取組の連携・協働を図る観点から、**国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者相互間の連携と協働を促進**するために必要な施策を講ずるよう努めるごとについて、規定するもの。

地方自治体における具体的な取組

官民連携プラットフォーム

※地域の実情に応じて組み立て

行政機関の各部署

当事者等支援を行う
民間団体

地域住民、地域団体

民間企業

その他関係団体

取組例

- ・実態把握、取組方針の策定
- ・情報共有、相互啓発活動
- ・当事者等への支援
- ・社会資源の開発
- ・住民への情報発信、普及啓発活動
- ・人材確保・育成のための研修

孤独・孤立対策地域協議会

(第15条～第19条関係)

- 当事者等支援を行う関係者で構成
- 具体の支援内容について協議
- 関係者に秘密保持義務（罰則付き）を課すなど関係者間で情報共有を円滑に行える仕組を整備

20

孤独・孤立対策地域協議会（第15条～第19条関係）

概要

- ▶ 複合的な要因が背景にある孤独・孤立の状態にある当事者等への支援に当たっては、**個々の状況に応じて多様なアプローチや手法による分野横断的な対応**が求められる。
- ▶ また、これまででは、関係者間で連携した当事者等への支援を行うに当たって**個人情報の共有に関するルール**がなく、現場で支障が生じたケースがあった。
- ▶ このため、**地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援に関する機関等により構成される孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるものとするとともに、関係者間で必要な情報の共有が円滑に図られるために必要な規定の整備を行いうるもの。**

孤独・孤立対策地域協議会

- ・必要な情報を交換し、当事者等への支援内容について協議
- ・協議会の従事者に秘密保持義務（罰則付き）をかけるなど、支援に必要な情報を関係者間で共有できる仕組を整備



当事者等

現時点では福祉等の制度による支援の必要はないが、孤独・孤立の状態や心身の健康が悪化しないために何等かの支援をする必要があると認められるようなケースを想定。

- 具体例：
- ・死にたいという気持ちがある。両親ともに病気・障がいを持っており面倒をみているがつらい。仕事はしているが自分も精神疾患で通院中。生活全般の相談がしたい。
 - ・定年退職後に突然、事故で妻を亡くしてしまい、一人暮らしとなった。友人が心配して訪問するも、放っておいてくれと追い帰されてしまう。家も散らかり放題で、食事も十分に摂れていない様子。

既存の協議体（社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業や生活困窮者法に基づく支援会議、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会など）を活用した支援も可能とする運用とする予定

20